□　統括防火管理義務対象物【　該当　・　非該当　】

**消防計画チェックリストⅠ（中規模単一）**

|  |  |
| --- | --- |
| 作　成　す　る　内　容 | 作　　成チェック |
| １ | 目的 |  |
| ２ | 適用の範囲 |  |
| ３ | 防火管理業務の一部委託 |  |
| ４ | 管理権原者の責任及び防火管理者の業務 |  |
| ５ | 火災予防対策 |  |
| ６ | 従業員等の遵守事項 |  |
| ７ | 放火防止対策 |  |
| ８ | 工事中の安全対策 |  |
| ９ | 教育・訓練 |  |
| １０ | 消防機関へ連絡等する事項 |  |
| １１ | 防火管理維持台帳の編冊、整備及び保管 |  |
| １２ | 収容人員の管理 |  |
| １３ | 自衛消防隊の編成及び任務等 |  |
| １４ | 震災対策 |  |
| １５ | 大雨・強風等に係る自衛消防対策 |  |
| １６ | 避難経路 |  |
| １７ | その他防火管理上必要な事項 |  |

（備考）

１　作成チェックは、消防計画の作成者が、当該防火対象物の消防計画の作成にあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「レ」印でチェックしてください。

２　【該当・非該当】欄は、どちらかを〇で囲んでください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消防計画

**中規模防火対象物消防計画Ⅰ（単一権原）**

　　　　年　月　　日作成

|  |
| --- |
| １　目的 |

　　この計画は、消防法第8条第1項に基づき、　　　　　　　　　　　　　　（以下「当該部分」という。）の防火管理業務について必要な事項を定め、火災予防及び火災、地震その他の災害等による人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

|  |
| --- |
| ２　適用の範囲 |

　　この計画を適用する範囲は管理権原者の権原の及ぶ当該部分とし、適用を受ける者は、

管理権原者、防火管理者及びその他勤務する者等とする。

|  |
| --- |
| ３　防火管理業務の一部委託【　☐　該当　□　非該当　】 |

（１）　計画の適用

　　　　この計画は、委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）についても適用する。

（２）　防火管理業務の一部委託状況

　　　　別表１の「防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。

（３）　委託者からの指揮命令

受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

（４）　委託者への報告

　　　　受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

|  |
| --- |
| 4　管理権原者の責任及び防火管理者の業務 |

（１）　管理権原者の責任

ア　管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、全て責任を持つ。

イ　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

ウ　管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

エ　管理権原者は廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理する。

オ　管理権原者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防組織活動の全般についての責任を負う。

カ　自衛消防組織の設置義務【　□　該当　☐　非該当　】

管理権原者は、自衛消防組織の統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させる。

（２）　防火管理者の業務

　　　　防火管理者は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行にあたってのすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 業　　務 | 内　　　容 |
| 点検・監督業務 | １　火災予防上の自主検査・点検の実施及び改修　　建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥個所の改修２　地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修３　防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督４　火気の使用、取扱いの指導、監督 |
| 教育・訓練業務 | １　従業員に対する防火・防災教育の実施２　消火・通報・避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討３　放火防止対策の推進 |
| 管理業務 | １　収容人員の管理２　消防機関への届出及び連絡等３　家具、什器類等の転倒、落下、移動の防止措置 |
| 点検立会業務 | １　消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示２　建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示３　改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立

|  |
| --- |
| 防火対象物点検報告【　☐　該当　□　非該当　】　防火対象物管理の法定点検の立会い又は立会いの指示 |

 |
| 管理権原者への提案・報告業務 | １　防火管理業務を遂行する上での提案・報告２　点検・検査の結果についての報告 |
| その他防火管理上必要な業務 | 　防災センターがある場合は、災害活動の拠点となる防災センターへの災害活動上必要な情報の集約 |

|  |
| --- |
| ５　火災予防対策 |

（１）　日常の火災予防のための任務分担

　　ア　防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表２とおりとする。

　　イ　管理権原者又は防火管理者は、別表２に関係する従業員、その他防火管理業務に従事する者に周知し、さらに休憩室などの見やすい場所に掲示する。

（２）　自主的に行う点検・検査

　　　　防火管理者は、区域、項目ごとに検査実施者を指定し、自主点検・検査を行う。

　　ア　出火防止、避難安全の確認は、検査実施者が毎日行う。

　　イ　出火防止等の確認は、別表３－１の「自主検査チェック表（火気関係）により行う。

　　ウ　避難安全等の確認は、別表３－２の「自主検査チェック表（閉鎖障害等）により行う。

　　エ　建物の確認は、別表３－３の「自主検査チェック表（定期）により行う。

　　オ　消防用設備等の確認は、別表３－４「自主点検チェック表（消防用設備等）」により行う。

（３）　法定点検及び報告

　　ア　防火管理者は、法定点検実施時に立会い、又は立会者を指定し、不備欠陥個所を

確認する。

　　イ　消防用設備等及び防火対象物【　☐　該当　□　非該当　】の法定点検は、法令で定める期限内に報告できるよう計画的に実施する。

　　　　　消防用設備等点検時期　月頃　　　　　　　　　月頃

　　　　　点検実施者

　　　　　防火対象物点検　　　月頃

　　　　　点検実施者

ウ　防火管理者は、前（２）及び（３）により確認し、その記録を管理するとともに点検の結果、不備欠陥個所がある場合は管理権原者に報告し、計画的（改修計画）な改修を図る。

|  |
| --- |
| ６　従業員等の遵守事項 |

（１）　避難施設の維持管理

　　　　避難口、廊下、階段及び通路などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を遵守する。

　ア　避難施設に物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれら

を除去する。

　イ　避難施設の出入口に設けられている扉等の閉鎖障害となる物品を置かない。置い

てあることを発見した場合は、直ちにそれらを除去する。

　ウ　防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持するとともに、

防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。置いてあるこ

とを発見した場合は、直ちにそれらを除去する。

　エ　避難口に設ける戸は、容易に開放できるように維持する。

　オ　避難施設の床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。

　カ　アからウまでにおいて、発見された物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

（２）　火気管理等

　　ア　喫煙は、指定された場所で行い、確実に吸殻を処理する。

　　イ　火気設備・器具は、使用する前後に点検を行い、周囲を整理整頓して可燃物を近づけないなど、安全を確認し使用する。

　　ウ　厨房設備やその周囲は、毎日点検・清掃する。

　　エ　防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃すること。

　　オ　火気器具を使用する場合は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しない。

　　カ　ガス機器を使用する場合は、使用中はその場を離れない。その場を離れるときは、火を消してから離れる。

　　キ　終業時には必ず灰皿の整理及び火気設備・器具の安全を確認する。

　　ク　危険物品は持ち込まない。持ち込ませない。

|  |
| --- |
| ７　放火防止対策 |

（１）　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。また、これらの場所の

巡視を行う。

（２）　建物内外の整理整頓を行う。

（３）　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

（４）　火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

|  |
| --- |
| ８　工事中の安全対策 |

（１）　次の工事を行うときは「工事中の消防計画」を消防署に届け出る。

　　ア　増築等で建築基準法に基づく仮使用の申請をするもの。

　　イ　消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすもの。

（２）　防火管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

|  |
| --- |
| ９　教育・訓練 |

（１）　管理権原者及び防火管理者は、防火防災に関するセミナー等に参加する。

（２）　管理権原者は防火管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないように、資格を有する者の育成を計画的に推進する。

（３）　管理権原者及び防火管理者は、従業員の防火意識の高揚と自衛消防活動能力の向上のための教育・訓練を次のア、イにより行うほか、あらかじめその旨を消防機関へ通報するものとする。

ア　教育の実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 教育の内容 |
| 全従業員 | 　　月　　　月 | １　消防計画の周知徹底２　火災予防上の遵守事項３　従業員各自の任務と活動４　消火器等の消防用設備等の使用方法５　その他防火管理上必要な事項 |
| 新入社員 | 　　月　　　月 |

イ　訓練の実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 実施時期 | 実施内容 |
| 総合訓練 | 　　月　　　　月 | 初期消火・通報連絡・避難誘導 |
| 部分訓練 | 　　　月　　　　月　　　　　　　　　　　　　 | 消火設備等の取扱い要領避難誘導要領消防機関への通報要領 |

(４)　その他

　　　防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓

練通知書」を作成し、消防署へ届出を行う。

|  |
| --- |
| １０　消防機関へ連絡等する事項 |

　　管理権原者等は、次の業務について、消防機関への届出、報告及び連絡を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 届出等の時期 | 届出者 |
| 防火・防災管理者選任（解任）届出 | 防火管理を選任及び変更したとき、又はこれを解任したとき | 管理権原者 |
| 消防計画作成（変更）届出 | 消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したときア　管理権原者又は防火管理者の変更イ　自衛消防の組織の大幅な変更ウ　用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理に関する事項の変更エ　防火管理業務の一部委託に関する事項の変更 | 防火管理者 |
| 自衛消防訓練実施の通報 | 自衛消防訓練を実施するときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を消防署へ届け出ること。 | 防火管理者 |
| 消防用設備等点検結果報告 | 　　　年に1回（総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書）機器点検　　　　月　総合点検　　　月特殊消防用設備等の点検は、その設置維持計画書に基づき実施し、報告する。 | 建物所有者等 |
| 防火対象物点検報報告☐　該当　□　非該当 | １年に１回　 | 管理権原者 |
| 防火対象物使用開始届出 | 用途変更や模様替え等により防火対象物の内容を変更したとき、使用を開始する7日前までに届け出る。 | 管理権原者 |
| 消防用設備等設置届出 | 消防用設備等・特殊消防用設備等の増設、交換等を行ったとき、設置後4日以内に届け出ること。 | 関係者 |
| 禁止行為の解除承認申請 | 　喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき | 管理権原者等 |
| その他上記以外の法令に基づく届け出等 | 　法令に定める時期に届け出・連絡等を行う。 | 関係者 |
| １１　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管 |

（１）　管理権原者等は、消防機関へ届出、報告した書類を消防計画とともに取りまとめ

て、防火管理維持台帳を作成、整備し3年間保管する。

（２）　転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工から建築関係及び消防用設備に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に引き継ぐ。

|  |
| --- |
| １２　収容人員の管理 |

　　防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員が入館しないように従業員に徹底する

とともに、混雑が予測される場合は、掲示板、案内板等により収容人員を規制する。

|  |
| --- |
| １３　自衛消防隊の編成及び任務等 |

（１）　自衛消防隊の編成

ア　管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に

　　　とどめるため、自衛消防隊を別表４のとおり編成する。

イ　管理権原者は、自衛消防隊の編成表を見やすいところに掲示するなどして各自衛消防隊員に周知させる。

（２）　自衛消防隊の活動範囲

　　ア　自衛消防隊の活動範囲は、管理権原が及ぶ範囲とする。

イ　自衛消防隊は、自衛消防隊長の指揮の下、活動する。

（３）　自衛消防隊長等の権限

ア　自衛消防隊長は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動につ

いて、自衛消防隊の指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

イ　管理権原者は、自衛消防隊長の代行者に対し、任務を代行するために必要な指揮、

命令、監督等の権限を付与する。

（４）　火災発生時の自衛消防活動

　　　　消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

　　ア　通報連絡

　　　①　火災が発生したときは、火災を発見した者又は通報連絡担当（班）は、直ちに

１１９番通報する。同時に、警備室（防災センター）、管理人室等へ火災の発生と

状況を連絡する。

　　　②　非常警報設備又は自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶなど火災発生

を周囲へ知らせる。

　　　③　すでに消火された火災を発見した場合も消防機関へ連絡する。

　　　④　管理権原者、防火管理者が不在のときは、管理権原者、防火管理者へ電話等で

連絡する。

イ　初期消火

　　　①　初期消火担当（班）は、出火場所に急行し、自己の安全を確保したうえで初期

消火活動を行う。

　　　②　初期消火担当（班）は、消火器や屋内消火栓などの適切な消防用設備等を用い

て消火活動を行う。

ウ　避難誘導

　　　①　避難誘導担当（班）は、避難経路図に基づき避難誘導する。

　　　②　避難誘導員は、拡声器、メガホン等を使用して落ち着いて行動するよう呼びか

け、安全な場所へと誘導する。（放送設備がある場合は、放送設備を活用して避難

誘導を行う。）

　　　③　避難方向が分かりにくい場所には避難誘導員を配置する。

　　　④　避難誘導担当（班）は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長

に報告する。

エ　安全防護

　　　　逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

オ　応急救護

　　　①　応急救護担当（班）は、負傷者の応急手当を行い、消防機関と連携して、負傷

者を速やかに運ぶことができるようにする。

　　　②　応急救護担当（班）は、負傷者の氏名、年齢、住所、電話番号、負傷箇所等を記

録するよう努め、消防機関へ情報提供する。

　　　③　逃げ遅れた者の情報を得た場合は、応急救護担当（班）は現場へ急行し、避難

階段等の安全な場所へ救出する。

（５）　営業時間外等の自衛消防活動体制

　　ア　休日、夜間等で事業所内に在館者がいる場合は、在館している者全員で通報連絡、初期消火、避難誘導灯の自衛消防活動を実施する。

　　イ　営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆け付ける。

（６）　装備及び管理

　　自衛消防隊員等の装備品は、ヘルメット、警笛、照明等とし、必要数を整備するとともに、維持管理する。

|  |
| --- |
| １４　震災対策 |

　　　管理権原者は、震災発生時には、次により活動、措置等を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　　　容 |
| 事前対策 | １　地震等の災害に備え、救護等の資器材と非常用物品を確保し、定期的に点検整備を行う。２　家具・什器類等の転倒・落下・移動防止対策を行う。 |
| 震災時の自衛消防活動 | １　火災時の自衛消防隊編成による活動を原則とする。２　この編成では対応が困難な場合、自衛消防隊長は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。 |
| 緊急地震速報の活用 | １　緊急地震速報の受信方法とその場合の行動について従業員等に周知しておき、有効に活用する。２　緊急地震速報を受信した場合、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保する。 |
| 出火防止及び初期消火活動 | １　火気設備・器具の付近にいる従業員は、身の安全を確保し、揺れが治まった後、電源、燃料等の遮断等を行う。２　二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備・器具及びその他の施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。３　火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を実施する。４　危険物施設がある場合は、流出又は漏洩が発生に対し、自衛消防隊の組織を活用して応急措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。 |
| 初期救助・救護活動 | 　負傷者及び要救助者等が発生した場合は、従業員等が協力して、救助・救護活動を実施する。 |
| 被害状況等の把握 | １　事業所内の被害状況を速やかに把握するよう努める。２　自衛消防隊長は、被害状況を確認し、自衛消防隊長に報告する。３　従業員は、周囲の機器・物品の転倒、落下等の異常があった場合には、自衛消防隊長に報告する。 |
| 避難及び避難場所 | １　施設周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、避難所等の施設の開放情報等をもとに従業員等を誘導する。２　危険が予測される場合は、迅速に避難することとし、在館者等を避難場所へ誘導する　避難場所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 周辺地域と連携した活動の実施 | 　管理権原者は、事前に周辺事業所と震災時の応援体制を図り、必要に応じ、周辺地域の消火活動、救護活動を行う。 |
| その他 | 　従業員及び家族の安否確認 |

|  |
| --- |
| １５　大雨・強風等に係る自衛消防対策 |

（１）　防火管理者等は、埼玉県、市町等が公表する洪水ハザードマップ、浸水予想区地図などの被害予測を定期的に確認し、当該防火対象物の存する地域の、水害に対する危険実態の把握に努める。

（２）　管理権原者は、大雨又は強風等に伴う災害を予測するため、各種施設・設備の自主点検に合わせ次の措置を行う。

　　ア　普段使用しない部屋の窓の閉鎖の確認

　　イ　建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾等）の落下防止措置

　　ウ　側溝、排水溝の清掃状況の確認

　　エ　水防資器材の定期的な点検・整備

（３）　大雨・強風等による自衛消防活動は火災時の活動要領に準じて実施する。

（４）　台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予測される場合、自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じて在館者に伝達する。

（５）　防火管理者又は指定された従業員等は、定期的に建物内外の巡回を行い、被害状況を把握するとともに、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、建物内への浸水や消防用設備等の誤作動等の防止を図る。

|  |
| --- |
| １６　避難経路 |

（１）　防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階又は区域ごとに消防用設備等の

設置図及び屋外へ通ずる避難経路を示した避難経路図を作成し、自衛消防隊員並び

に従業員に周知徹底させなければならない。

（２）　当該部分における避難経路図は別図のとおりとする。

|  |
| --- |
| １７　その他防火管理上必要な事項 |

緊急連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　附則

　この計画は、　　　年　月　　日から施行する。

防火管理業務の一部委託状況表

別表１（防火管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

　年　月　　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 受託者氏名（名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当部署電話番号　　　　　　　　 |  |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範　　囲 | □出火防止業務（火気使用設備の点検監視など）□通路又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□消防用設備等の監視・操作業務□火災・地震その他災害等が発生した場合の自衛消防活動□初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他（　　　　　　　　　　）□自衛消防訓練指導□その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方　　法 | 常駐場所 |  |
| 常駐人員委託する防火対象物の区域 |  |
| 委託する時間等 |  |
| 巡回方式 | 範　　囲 | □出火防止業務（火気使用箇所の点検など）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□消防用設備等の監視・操作業務□火災、地震その他災害等が発生した場合の自衛消防活動　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　　）□自衛消防訓練指導　□その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 方　　法 | 巡回回数 |  |
| 巡回人数 |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |
| 委託する時間帯 |  |
| 遠隔監視方式 | 範　　囲 | □消防用設備等の遠隔監視・操作業務□火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  |
| 到着所要時間 |  |
| 委託する防火対象物区域 |  |
| 委託する時間帯 |  |

備考：委託者の行う防火管理業務の範囲については、該当する項目の□にレ印を付する。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権原者　役職・氏名　 | 担当者の任務 |
| 防火管理者　役職・氏名　 | 防火管理者 | ・当該施設の防火管理業務の統括責任者・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 |
| 防火担当責任者 | 火元責任者 |
| 担当区域 | 氏名 | 担当区域 | 氏名 | 防火担当責任者 | ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。・防火管理者の補佐を行う。 |
|  |  |  |  |
|  |  |  | 火元責任者 | ・担当区域の火災予防について、「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 |
|  |  |  |  |
|  |  |  | 従業員の注意事項 |
|  |  |  |  | １　消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。２　防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。３　火気設備・器具の周辺には、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。４　休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。５　従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。６　死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。７　危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。８　異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。９　喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。10　建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。11　電気、ガスなどの火気使用設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。1. 火元責任者は、担当区域の火気の状況を、責任持って管理すること。
 |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |

防火管理者等の責任と業務

別表２（防火管理者等の責任と業務）

自主点検チェックリスト「火気関係」　　　　　　　　月

別表２－１（日常の火災予防の担当者と日常の注意事項）

別表３－１（自主点検・検査チェックリスト）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |
| 日 | 曜日 | 実　　施　　場　　所 |
| 火気・電気・ガス器具関係 | 喫煙関係 | 放火防止対策 | 実施者 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （備考）不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者へ報告する。（凡例）〇・・・良　×・・・不備欠陥　⊗・・・即時改修 | 防火管理者確認 |
|  |

自主点検チェックリスト「閉鎖障害」

別表３－２（自主点検・検査チェックリスト）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |
| 実施日時 |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備　　　　　考 |  |  |  |  |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |
| 実施日時 |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備　　　　　考 |  |  |  |  |
| （備考）不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者へ報告する。（凡例）〇・・・良　×・・・不備欠陥　⊗・・・即時改修 | 防火管理者確認 |
| **〇〇〇〇** |

建物等自主検査チェックリスト「定期」

別表３－３（自主点検・検査チェックリスト）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施事項及び確認箇所 | 検査結果 |
| 建物構造 | ⑴　基礎部　　上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。 |  |
| ⑵　柱・はり・壁・床　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑶　天井　　仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| ⑷　窓枠・サッシ・ガラス　　窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑸　外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| ⑹　屋外階段　　各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。 |  |
| ⑺　手すり　　支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部に緩み・浮きがないか。 |  |
| 防火上の構造 | （1） | 外壁の構造等外壁の耐火構造等に損傷はないか。 |  |
| （2） | 防火区画等①　防火区画等の壁、天井等に破損がないか。 |  |
| ②　自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターが完全に閉まるか。〔確認要領〕○　常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。　　　　　　○　煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 |  |
| ③　防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 |  |
| ④　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 |  |
| ⑤　防火区画の防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置いてないか。 |  |
| ⑥　防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避難施設 | （1） | 廊下・避難経路①　有効幅員が確保されているか。 |  |
| ②　火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。 |  |
| ③　床面は、避難に際し、つまずき、すべり等がないか。 |  |
| （2） | 階段①　手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 |  |
| ②　火災の予防又は避難の支障となる施設又は物件はないか。 |  |
| ③　非常用照明がバッテリーで点灯していないか。 |  |
|  | （3） | 避難口・主たる通路に設ける扉①　次の出入口に設ける戸は、容易に開放できる戸であるか。 |  |
| ②　戸を開放した場合に廊下、階段等の幅を有効に確保できているか。 |  |
| ③　戸の開閉に支障となる障害物はないか。 |  |
| （4） | 消防隊非常用進入口は、表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 火気設備・器具 | （1） | 厨房設備（コンロ・レンジ、フライヤー等）。給湯器等①　可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 |  |
| ②　ガス配管等は、亀裂、老朽、損傷していないか。 |  |
| ③　油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 |  |
| ④　防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 |  |
| ⑤　煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。 |  |
| （2） | 暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）①　火気周囲は、整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備器具 | （1） | 変電設備①　電気技術主任者等の死角を有する者が検査を行っているか。 |  |
| ②　変電設備等の周囲に可燃物を置いていないか。 |  |
| ③　変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| （2） | 電気器具①　タコ足配線を行っていないか。 |  |
| ②　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危険物施設 | （1） | 少量危険物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 |  |
| ③　換気設備は適正に機能しているか。 |  |
| ④　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 |  |
| ⑤　整理清掃状況は適正か。 |  |
| ⑥　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| （2） | 指定可燃物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 |  |
| ③　整理整頓の状況は正しいか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者 | 検査年月日 | 防火管理者確認 |
|  | （備考）不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者へ報告する。（凡例）〇・・・良　×・・・不備欠陥　⊗・・・即時改修該当しない項目は斜線で消すこと。 |  |

自主検査チェックリスト「消防用設備等」

別表３－４（自主点検・検査チェックリスト）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器（　　年　　月　　日実施） | １　設置場所においてあるか |  |
| ２　損傷、腐食等はないか。また、消火薬剤の漏れはないか。 |  |
| ３　安全栓が外されていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| ４　ホースに変形、損傷、老朽等がなく、内部に詰りがないか。 |  |
| ５　圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式）（　　　年　　月　　日実施） | １　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ２　消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| ３　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 |  |
| ４　表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　　　年　　月　　日実施） | １　散水の障害はないか。 |  |
| ２　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ３　送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| ４　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 |  |
| ５　制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備（　　　年　　月　　日実施） | １　散水障害はないか。 |  |
| ２　間仕切り、棚等による未警戒部分はないか。 |  |
| ３　管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式）（　　　年　　月　　日実施） | １　泡の分布を妨げるものはないか。 |  |
| ２　間仕切り、棚等による未警戒部分はないか。 |  |
| ３　泡ヘッドの詰り、変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備（　　　年　　月　　日実施） | １　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） |  |
| ２　手動式起動装置又はその直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」、「ハロゲン化物消火設備」、「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| ３　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれ等はないか。 |  |
| ４　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓（　　　年　　月　　日実施） | １　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ２　消火栓扉の表面には「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |  |
| ３　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備（　　　年　　月　　日実施） | １　常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 |  |
| ２　車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 |  |
| ３　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷はないか。 |  |
| 自動火災報知設備（　　　年　　月　　日実施） | １　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ２　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ３　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| ４　感知器に破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備（　　　年　　月　　日実施） | １　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ２　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ３　用途変更、間仕切り変更、ガス漏れ燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |  |
| ４　ガス漏れ検知器に破損、変形、脱落はないか。 |  |
| 漏電火災警報器（　　　年　　月　　日実施） | １　電源表示は点灯しているか。 |  |
| ２　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。 |  |
| 非常ベル（　　　年　　月　　日実施） | １　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ２　操作上の障害はないか。 |  |
| ３　押しボタンの保護板に破損、変形、脱落等はないか。 |  |
| 放送設備（　　　年　　月　　日実施） | １　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 |  |
| ２　試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。 |  |
| 避難器具（　　　年　　月　　日実施） | １　避難に際し、容易に接近できるか。 |  |
| ２　格納場所付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 |  |
| ３　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 |  |
| ４　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |  |
| ５　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯（　　　年　　月　　日実施） | １　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| ２　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| ３　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| ４　不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 連結散水設備（　　　年　　月　　日実施） | １　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ２　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ３　散水ヘッドの各部に変形、損傷等はないか。 |  |
| ４　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管（　　　年　　月　　日実施） | １　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ２　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ３　送水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ４　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| ５　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常用コンセント（　　　年　　月　　日実施） | １　周囲に使用上障害となる物がないか。 |  |
| ２　保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 |  |
| ３　表示灯は転倒しているか。 |  |
| 消防用水（　　　年　　月　　日実施） | １　周囲に樹木等使用上の障害となるものがないか。 |  |
| ２　道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 |  |
| ３　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 備　　　　　　考 |  |  |
| 検査実施者 | 防火管理者確認 |
|  |  |

（備考）不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者へ報告する。

（凡例）〇・・・良　×・・・不備欠陥　⊗・・・即時改修

該当しない項目は斜線で消すか抹消すること。

自衛消防隊本部編成表及び任務

別表４（自衛消防組織編成任務）その１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 隊長副隊長 | 隊の区分 | 係別 | 隊員氏名 | 任務 |
| 　　　　自衛消防隊長　　　氏名　 | 　　　　自衛消防隊副隊長　氏名　 | 自　衛　消　防　本　部　隊 | 通報連絡班（情報） |  | １　消防機関への通報並びに通報の確認 |
| ２　館内への非常通報並びに指示命令の伝達 |
| ３　災害状況の情報収集 |
| ４　逃げ遅れ、負傷者等の情報収集 |
| ５　区隊との連絡調整、指示命令及び情報提供 |
| ６　関係者への連絡並びに消防隊への情報提供 |
| 初期消火班 |  | １　出火階に直行し消火器、屋内消火栓による消火作業に従事 |
| ２　地区隊が行う消火作業への指揮指導 |
| ３　消防隊との連携及び協力 |
| 避難誘導班 |  | １　出火階並びに直上階に急行し避難開始の指示命令の伝達 |
| ２　非常口の開放並びに開放の確認 |
| ３　避難上障害となる物品の除去 |
| ４　未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 |
| ５　ロープ等による警戒区域の設定 |
| 安全防護班 |  | １　火災発生区域へ直行し、防火シャッター。防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 |
| ２　非常電源の確保、ボイラー等の危険物施設の供給運転停止 |
| ３　エレベーター、エスカレーターの異常時の措　置 |
| 応急救護班 |  | １　応急救護所の設置 |
| ２　負傷者の応急手当 |
| ３　救急隊との連携、情報提供 |
| ４　逃げ遅れた者の救出 |

自衛消防隊地区編成表及び任務

別表４（自衛消防組織編成任務）その２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区隊長 | 隊の区分 | 係別 | 隊員名 | 任務 |
| 地区隊長氏名 | 第　１　地区隊（　１　階） | 通報連絡班（情報） |  | １　火災を発見又は知った場合は、本部（防災センター）へ通報する。 |
| ２　非常警報設備を操作し事業所全体に知らせる。 |
| ３　他地区からの火災の場合は地区隊長の指示に従って避難誘導に当たる。 |
| 初期消火班 |  | １　地区内の消火器、屋内消火栓を活用し消火活動に従事する。 |
| ２　他地区からの火災の場合は、地区隊長の指示により活動する。 |
| 避難誘導班 |  | １　メガホン、拡声器等を活用し、火点反対側の階段等を選定し誘導する。 |
| ２　パニック防止措置を行う。 |
| ３　出口、曲がり角、下階との合流箇所等に分散配置し、二次災害防止に当たる。 |
| ４　火災が上階の場合は、上階からの避難を優先することに留意する。 |
| 地区隊長 | 隊の区分 | 係別 | 隊員名 | 任務 |
| 　地区隊長氏名　 | 第　２　地区隊（　２　階） | 通報連絡班（情報） |  | １　火災を発見又は知った場合は、本部（防災センター）へ通報する。 |
| ２　非常警報設備を操作し事業所全体に知らせる。 |
| ３　他地区からの火災の場合は地区隊長の指示に従って避難誘導に当たる。 |
| 初期消火班 |  | １　地区内の消火器、屋内消火栓を活用し消火活動に従事する。 |
| ２　他地区からの火災の場合は、地区隊長の指示により活動する。 |
| 避難誘導班 |  | １　メガホン、拡声器等を活用し、火点反対側の階段等を選定し誘導する。 |
| ２　パニック防止措置を行う。 |
| ３　出口、曲がり角、下階との合流箇所等に分散配置し、二次災害防止に当たる。 |
| ４　火災が上階の場合は、上階からの避難を優先することに留意する。 |

様式は、階数等に応じて追加すること。

別図：避難経路図